様式第３号(第１２第１項関係)

年　　月　　日

　福島県知事

設置者の住所

市町村長

幼保連携型認定こども園設置届出書

　幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１６条第１項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

１　幼保連携型認定こども園設置の目的

２　幼保連携型認定こども園の名称

３　幼保連携型認定こども園の所在地等

|  |  |
| --- | --- |
| 〒/所在地 |  |
| 電話/FAX |  |
| E-mail |  |

４　園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設規模等 | 建物 | 園舎 | 面　積 | ㎡ |
| 構　造 | 造　　　建　　□耐火構造　□準耐火構造 |
| その他の構造物 | |  |
| 敷地 | 園地面積 | | ㎡ |
| 園庭面積 | | ㎡ |

　　※別添図面のとおり

５　幼保連携型認定こども園の運営に関する規定（別添園則のとおり）

６　経費の見積り及び維持方法（別添予算書のとおり）

７　認可定員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １号認定子ども | ２号認定子ども | ３号認定子ども | 合計 |
|  |  |  |  |

８　事業開始予定年月日　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

注）　認定こども園の認定及び運営に関する実施要綱第９第２項各号に規定する書類を添付すること。

【留意事項】

１　定員

(1) 認定こども園の定員は、20人以上であること。

(2) 地域の教育・保育需要を考慮して、建物、設備及び職員配置等に関する基準を遵守の上、各年齢の定員を定めること。

ただし、当該人員は設備基準、職員配置基準を下回らない範囲内で弾力的に運用することができること。

(1) 幼保連携型・保育所型：社会福祉法第２条第４項第４号

幼稚園型・地方裁量型：「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の

確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日府政共生第678号・24文科初第616号・雇児発

0831第1号）第３の１(2)イ(イ)

(2)「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の確認に係る留意事項等に

ついて」（平成26年9月10日府政共生第678号・24文科初第616号・雇児発0831第1号）第３の１(2)ア

２　職員配置

(1) 認定こども園に置く子どもの教育及び保育（満３歳未満の子どもについては、その保育。）に直接従事する者（以下「教育保育従事者」という。）の数は、年齢区分別の定員と開所日における年齢区分別の入所予定人員を比較していずれか多い方の数を、それぞれ年齢区分別の配置基準数で除した数（小数点以下第１位未満の数があるときは、これを切捨てて得た数）を合算して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）以上とすること。ただし、その数が２を下回るときは２とすること。

なお、開所時間内の全ての時間帯において子ども数に応じた教育保育従事者の数の基準を満たし、かつ、少なくとも１か月間の勤務体制を組める数の教育保育従事者を確保すること。

(2) 配置基準に定める教育保育従事者は、子どもを長期間にわたって保育できる常勤の職員をもって確保することが原則であり望ましいこと。ただし、次の条件の全てを満たす場合には、配置基準上の定数の一部に、常勤以外の職員のうち短時間勤務者（1日６時間未満又は月20日未満勤務）を充てても差し支えないこと。

ア　認定こども園本来の事業の円滑な運用を阻害せず、教育・保育時間や子ども数の変化に柔軟に対応すること等により、子どもの処遇水準の確保が図られること。

イ　適用にあたっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

ウ　常勤の教育保育従事者が組やグループ、その他の教育及び保育の実施単位に１名以上（乳児を含む各組やグループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が２名以上の場合は最低２名）配置されていること。

エ　常勤の教育保育従事者に代えて短時間勤務の教育保育従事者を充てる場合の合計勤務時間数が、常勤の教育保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。なお、その確認は、下記の算式によって得た数値（以下、「常勤換算値」という。）によること。

また、常勤の教育保育従事者以外の教育保育従事者のうち、１日６時間以上かつ月20日以上勤務する者についても、短時間勤務の教育保育従事者の常勤換算と同様に取り扱うこととし、配置基準上の定数の一部に充てても差し支えないこと。

　 （算式）常勤の教育保育従事者以外の教育保育従事者の１か月の勤務時間数の合計

／各認定こども園の就業規則等で定めた常勤職員の１か月の勤務時間数

　　　　　　　＝常勤換算値(小数点以下の端数切り捨て)

(3) 学級担任にあっては、常勤かつ専任の職員とすること。

(4) 調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合には、調理員を置かないことができる。

(5) 内科医、歯科医及び薬剤師を配置すること。ただし、保育所型認定こども園については薬剤師を置かないことができる。

(1) 条例第３条別表二、幼保条例第６条第３項

(2)「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年２月18日児発第85号）

(3) 条例第３条別表三のイ、幼保条例第６条第１項

(4)「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」

（平成28年１月18日府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発0118第3号）に準ずること。

(5) 学校保健安全法第23条第１項、第２項、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条第1項

３　設備

(1) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）、園舎、屋外遊戯場において確保すべき基準面積は、年齢別の定員と開所日における年齢別の入所予定子ども数を比較していずれか多い方の数により算定すること。

(2) (1)の子ども数は、乳児室の場合には満２歳未満の子どものうちほふくしない子どもの数、ほふく室の場合には満２歳未満の子どものうちほふくする子どもの数とすること。また、新たに設置する場合及び乳児室の床面積の変更を伴う増改築を行う場合は、乳児室の面積は、ほふく室の面積同様に満２歳未満の子ども１人につき3.3㎡以上であること。

(3) 保育室等（特に、乳児室及びほふく室）は、特別の理由のない場合は１階に設けることが望ましいこと。

(1) 条例第３条別表四、幼保条例第７条、第８条

(2) 条例附則２、幼保条例附則第２条

(3) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第２